**倶知安町指定給水装置工事事業者 指定申請手続について**

**１　受付期間**

　　　 随時(役場開庁時間　8:45～12:00、13:00～17:45)

**２　受付場所**

　　 倶知安町役場１F　　水道課技術係（倶知安町北１条東３丁目３番地　 ☎（**０１３６）56-8013　内線１３４**

　　※郵送での申請は受け付けません。窓口での申請となります。)

**３　指定要件**　（水道法第２５条の３、水道法施行規則第２０条）

(1)　事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2)　厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

　　　(管の切断用、加工用、接合用の機械器具、水圧テストポンプ)

(3) 次のいずれにも該当しない者であること

　　　イ　心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

　　　ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　　ハ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

　　　ニ　第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

　　　ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

　　　ヘ　法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

**４　提出書類**　（水道法第２５条の２、水道法施行規則第１８条、１９条）

　 **【法人の場合】**

(1)　指定給水装置工事事業者指定申請書（別記様式第１号）

(2)　機械器具調書（別表）

(3)　誓約書（別紙 水道法施行規則様式第２）

(4)　事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の給水装置工事主任技術者免状の写し

(5)　定款又は寄付行為の写し

(6)　登記事項証明書

　　**【個人の場合】**

　（１）～（４）は法人と同じ

　（５）　住民票又は外国人登録証明書の写し

**５　申請及び更新手数料**　（倶知安町水道事業給水条例第３２条、別表第２）

　　１０,０００円

　　申請時に納付書を発行しますので、庁舎内の金融機関でお支払い下さい。

**６　事業者証の交付と告示**

　　申請受付による書類審査の上、指定の基準に適合していると認められたときは、申請者へ倶知安町指定給水装置工事事業者証を交付するとともに、指定給水装置工事事業者として指定した旨を告示します。

(審査期間についてはおおむね7日～10日程度。)

**７　給水装置工事主任技術者の選任**　（水道法第２５条の４、水道法施行規則第２１条、第２２条）

　　指定を受けたときは、指定を受けた日から２週間以内に給水装置工事主任技術者を選任し、

　「給水装置工事主任技術者選任・解任届」（別記様式第6号）により届け出て下さい。